

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	上富良野町
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	120-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/mynumber/">http://www.town.kamifurano.hokkaido.jp/mynumber/</a>

執行機関名 上富良野町長

難病患者の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	上富良野町の特定疾患患者等の通院交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	98	
③ 番号法別表第2の項	120	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		上富良野町個人番号の利用に関する条例別表第1 第7の項 上富良野町の特定疾患患者等の通院交通費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年五月三十日法律第五十号）第1条	上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則（平成3年規則第11号）第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。）の患者に対する医療その他難病に関する施策（以下「難病の患者に対する医療等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、治療が難しいとされている疾患患者等に対して、医療機関への通院に要する交通費等を助成することにより、その経費の負担を軽減するとともに、地域福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号	上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則第4条第2項
②事務の内容	難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	特定疾患患者等に対する通院交通費助成の支給の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 イ	上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の指定難病をいう。以下この条において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該特定疾患患者と同一の世帯に属する者の生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ハ	上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、その保護者(児童福祉法第六条の保護者をいう。以下この条において同じ。)又は支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該特定疾患患者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の3 項 1 号 ニ	上富良野町特定疾患患者等通院交通費助成規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る指定難病の患者、その保護(当該保護者が当該申請をしようとする場合に限る。)又は支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該特定疾患患者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報
備考	提供を求める特定個人情報2「市町村民税情報」の対象範囲については、根拠規定において準用している特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条による。	